

2025年12月22日

お取引先各位

ロジスティード中部株式会社

振込手数料の当社負担への変更に関するご通知

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）の改正法として、2026年1月1日より施行される（略称）中小受託取引適正化法（以下「本法」）において、代金を中小受託事業者（現下請法における「下請事業者」）の銀行口座に振り込む際の振込手数料の負担に関する運用基準が見直され、委託事業者（現下請法における「親事業者」）が一律で振込手数料を負担すべきこととされました。

これを受け、当社では、現行の契約書その他における当社から貴社銀行口座への振込時の費用負担の定めにかかわらず、また本法の適用の有無にかかわらず、2026年1月6日以降のお振込み分に関して、手数料についてはすべて当社にて負担する運用とさせていただきたく、ご通知差し上げます。この運用は、貴社と当社間におけるすべてのお取引に適用されるものとし、両当事者の事務負担を考慮の上、該当の契約書その他の書面の振込手数料の負担者変更にかかる合意書の作成は行わないものといたします。

なお、振込手数料の負担者を変更すること、当該変更について合意書を作成しないこと、その他本通知の内容に対して異議のある場合には2025年12月26日までに書面（電子メールを含みます。）によるお申し出をいただきたく、同日までに当該書面が当社に到達しない場合には、本内容にご同意いただいたものとみなしますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

本対応は、法令遵守の観点はもとより、貴社との健全かつ公正な取引関係の維持・発展を目的とするものでございます。今後とも変わらぬご厚誼を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

<本件に関するお問合せ先>

経理部 長田：yu.osada.rv@logisteed.com

長谷川：ki.hasegawa.cq@logisteed.com

敬具